

## 第一交通の不当労働行為を認め救済命令を求める要請書

第一交通産業(株)は、全国各地のタクシー会社を次々と買収し、業界最大手のタクシーグループに急成長しました。しかし、買収した職場では労働組合の存在を認めず、ウソと騙しと暴力で労働者を支配し、各地で労働争議が起こっています。

愛知県内で営業する鯨第一交通(株)、千成第一交通(株)、大宝第一交通(株)では、労働組合委員長を会社の管理職やその手下の従業員らが取り囲んで長時間にわたって罵倒したり、労働組合役員や組合員に対する恫喝、配車差別などのいやがらせ、脱退工作などが繰り返されました。そして2016年2月から4月にかけて、鯨第一交通(株)と千成第一交通(株)で、労働組合の委員長、書記長をはじめ組合員がいっせいに解雇・雇い止めされました。組合員らは従前、それぞれの会社に対し、法律等で定められたルールを守って労務管理や運行管理をするように求めて活動し、会社からの組合攻撃にも異議を唱えてきました。

労働組合法で認められている労働者の権利を踏みにじり、会社の違法行為を隠すために労働者を弾圧することは許されません。このようなことが放置され続ければ、安全・安心な交通を提供することも困難です。

初審の愛労委命令は、第一交通労働組合が申し立てた不当労働為救済申立を全て棄却しました。組合が申し立てた不当労働行為の各事実を外形的事実としては認めながら、組合側の主張と会社側の主張を並列し、不当労働行為の疎明がないものとして退けました。申し立てに対して、会社側が否定して争うのは当たり前で、準司法機関として審査判定するのであれば、対立する証拠のどちらかをなぜ信用できないか明らかにしなければなりません。

私たちは、中央労働委員会が労働組合が提出した証拠や陳述書について公正に判断され、初審命令を変更されるよう要請します。

### 要請事項

**初審命令を変更し、被申立人らの不当労働行為を認め救済命令を出すこと。**

氏 名	住 所

※この署名用紙は、中央労働委員会に提出する以外の目的で利用されることはありません。

**【取扱団体】 第一交通をまともな会社にする会**

〒456-0006 愛知県名古屋市中熱田区沢下町9-7労働会館東館3F愛労連内 ☎052-871-5433